

消費税率 10%への増税、MS法人、106万円の壁

1、ニューズピックアップ-消費税率 10%への増税はどうなるのか

消費税率の 10%への増税について、12月8日に予定されている7~9月の国内総生産（GDP）改定値の発表後に安倍総理が判断することになりそうです（参考：日本経済新聞9月20日付夕刊）。

予定どおり2015年10月から10%に引き上げるべきとする自民党の谷垣幹事長に対し、安倍総理は景気情勢を見極めて判断するとしています（参考：日本経済新聞9月20日付朝刊）。

財政再建についての国際的な信認や、社会保障の財源として若年層からの納税や保険料負担のみだけでなく高齢者にも広く負担を求めるため消費税の増税が必要とされる一方、天候不順による同期間の景気の悪化等も懸念されることから増税を先送りすべきとする意見も聞こえてきます。歳出削減よりも増税により財政再建をしようとした国はほとんど成功していないというハーバード大学の経済学者の研究や、1997年に5%に増税されて以降その年の税収54兆円を上回った年がない（竹中平蔵（2011）『2時間でいまがわかる！日本経済こうすれば復興する！』アスコム）というのも気になることです。医療機関の損税問題についてどのような対応がとられるのかも注目されるところです。

2、今週の税務トピックス- MS法人と税務対策

Q：従来から、税務対策として医療法人からの業務委託と不動産の賃貸をしているMS法人を所有していますが、このままこれらの業務を継続すべきでしょうか？

A：医療法人の収入のうち保険診療については事業税や消費税が課税されません。事業税については、保険診療以外の収入についても軽減されています。また、法人が増えるごとに均等割の負担も増えることや、委託料や賃料の額によっては税務否認リスクがあることから、これらの業務をやめる方が税務上のメリットを得られる場合もあります。

医療法人成りに抵抗がある個人診療所の税務対策として設立されたMS法人でその後何らかの理由によりその個人診療所が医療法人成りした場合や、昔からある医療法人の場合についてこのような業務を行うMS法人を見かけることがあります。

このようなケースにおいてはMS法人を休眠させる場合のほか、①MS法人を清算する場合は、役員退職金の支給によりMS法人に生じた繰越欠損金を医療法人に引き継ぐことが可能なときもあります。②また、今後別の用途でMS法人を利用する等のためMS法人自体は清算せずに業務のみをやめる場合には、MS法人内の資産を医療法人へ配当や現物分配の方法により移転させてからMS法人の株式を譲渡することにより医療法人に損金を生じさせることも可能です。

ただし、①②については、タイミングや金額の設定等について入念にスキームを組む必要がありますし、医療法上の問題にも対処する必要がありますので、専門家にご相談されることをお勧めいたします。

3、今週の人事・労務・社会保険トピックス-106万円の壁

Q：従業員さんの中で、いわゆる「扶養の範囲内」での勤務として、年間の収入が103万円以下や130万円未満となるように調整している人が何人かいますが、新たに「106万円」という基準ができると聞きました。どのようなものなのでしょうか？

A：結論から申し上げますと**今のところほとんどの診療所には関係がありません。**

2016年10月から、事業所（診療所）で社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入しなければならない従業員さんの範囲が拡大されます。

社会保険の対象となる人は、従来は（社会保険の適用事業所で）労働時間や労働日数が正社員の4分の3以上の場合に限られていましたが、2016年10月からは月額賃金8.8万円（年106万円）以上で週20時間以上、1年以上の勤務見込みの方も対象になりますが、この新基準が適用されるのは**従業員が501人以上の場合に限られます。**

ただし、従業員が500人以下の場合も労使の合意があれば加入できるように改正しようとする動きもある（日本経済新聞9月18日付朝刊・9月19日付朝刊）ため、今後の動向に注目する必要があります。

（担当：藤澤 文太 fujisawa.b.fp@tkcnf.or.jp）